

確定申告のお知らせ

確定申告の期間

所得税・復興特別所得税

2月18日(月)～3月15日(金)

贈与税

2月1日(金)～3月15日(金)

個人消費税

1月4日(金)～4月1日(月)

申告に関する提出・相談

平塚市庁舎1階多目的スペース

2月14日(木)～3月15日(金)

※2月24日(日)、3月3日(日)

は臨時開設。

提出・相談は9時～17時

※相談受付は16時まで

税理士会が行う無料申告相談

1月30日(水)、31日(木)

午前の部 9時30分～12時

午後の部 13時～15時30分

場所 保健センター

確定申告等の作成案内

国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」で申告書の作成ができます。事前にお近くの税務署でID・パスワードを取得すれば、作成した申告書をe-Taxで送信できます。

http://www.nta.go.jp/

確定申告の送付

平成30年分の確定申告書は、

1月下旬の発送予定です。

確定申告書の窓口配布

税務署では1月4日(金)、

役場税務課窓口及び国府支所では1月25日(金)から配布します。

マイナンバーについて

提出の際には個人番号カードまたは通知カード・身元確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※代理・郵送、もしくは税務署以外で提出する場合、本人確認書類の写しの添付が必要です。

おむつ代が確定申告で控除されます

6か月以上寝たきりの状態で常時紙おむつの使用が必要と認められた場合、費用を医療費控除に含めることができます。

必要な書類

①医療機関が発行する「おむつ使用証明書」

要介護認定主治医意見書で尿失禁が確認できる場合、「おむつ使用証明書」に代わり、高齢福祉係で交付する「内容確認証明書」で代用できます。

②「医療費控除の明細書」

平成29年分から、領収書の提出に代わり、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

寝たきり高齢者等の障害者控除対象者認定書の発行

障害者手帳をお持ちでない要介護認定を受けている65歳以上の方で、寝たきりや認知症により障がい者等に準ずると認められた方に、「障害者控除対象者認定書」を発行します。確定申告の際に障害者控除を受けることができます。

▼対象となる方

要介護2以上で町が知的障害者及び身体障害者に準ずると認められた方(状態確認が必要となります。お問合せください)。

問 平塚税務署 ☎(22)1400

作成コーナーヘルプデスク ☎0570(0)5901

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

問 平塚税務署 ☎(22)1400

固定資産税の手続は必ず

固定資産税に関し、次に該当する方は、1月31日(木)までに手続をお願います。詳細は、お問合せください。

内容	必要な手続き
納税義務者が亡くなった場合(相続登記が未完了の場合のみ)	相続人代表者指定届の提出
町外にお住まいの納税義務者が住所等を変更された場合	変更後の住所等が記載された書面の提出 ※任意の様式で可。運転免許証等の写しを添付
共有固定資産の共有代表者を変更する場合	共有代表者変更届の提出
登記されている家屋を取り壊した場合(滅失登記が未完了の場合のみ)	家屋滅失届の提出
登記されていない家屋を取り壊した場合	
登記されていない家屋を取得し、または名義を変更する場合	未登記家屋所有者(変更)届出書の提出
家屋を平成30年中に新增築し、町の家屋調査を受けていない場合	税務課への連絡
土地や家屋を新たに住宅として使用することとした場合	住宅用地申告書の提出
住宅として使用していた土地や家屋を別の用途で使用することとした場合	
償却資産を所有している場合	償却資産申告書の提出 ※該当の事業者には、用紙等を郵送します。
耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修または長期優良住宅にかかる固定資産税の減額の特例措置を受けようとする場合	各種申告書の提出 ※要件等については、お問合せください。